	第二十条第三項	転居又は住居表示の変更	転居、住居表示若しくは個人番号の変更若しくは改氏名
	第二十条第五項	［同上］	［同上］
		法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項
	第二十条第四項	第一項	［同上］
	第二十条第三項	転居又は住居表示	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関
		提供を受け、	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受け、
	第二十条第四項	第二項	［略］
	第二十条第五項	［略］	［略］
		法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項
		転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
	［略］	［略］	［略］

の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）

2　［同上］

（請求書等の特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第四十一条第二項の規定及び附則第十条の二の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

2・3　［同上］

2　［略］

（請求書等の特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十一条第二項及び附則第十条の二の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

2・3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。